

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第475号 令和4年7月8日発行

次 目

は県例規集登載

【告示】		
番号	表	担当課名
4 4 7	土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	環境管理課
	の全部を解除する件	
4 4 8	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ	同
	く特定施設の設置の許可の申請があった件	
4 4 9	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ	同
	く特定施設の構造等の変更の許可の申請が	
	あった件	
4 5 0	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算(第 3	財政課
	号)の要領を公表する件	
4 5 1	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規	薬務課
	定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失	
	われた件	
4 5 2	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
4 5 3	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
4 5 4	土地改良区の役員の退任及び就任について	農山漁村振興課
	届出があった件	
4 5 5	同	同
4 5 6	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 5 7	同	同
4 5 8	同	同

【告示】

番号 表 題 担当課名

459 公共測量を変更した旨の通知があった件 同

460 公共測量を終了した旨の通知があった件 同

461 道路の区域を変更する件 道路整備課

【企業管理規程】

番 号 表 担当課名

2 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例の施行に関する規程の

一部を改正する規程

【人事委員会告示】

番 号 担当課名

1 警察官昇任候補者名簿の確定

2 警察官昇任候補者名簿の失効

徳島県告示第四百四十七号

定に基づき、令和三年徳島県告示第百三十二号 (土壌汚染対策法に基づく要措置区域を指土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。) 第六条第四項の規 解除するので、 定する件)により指定した同項に規定する要措置区域の全部について同条第一項の指定を 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。 同条第五項において準用する同条第二項の規定により、 次のとおり公示す

令和四年七月八日

徳島県知事 門

指定を解除する要措置区域

省令」という。)第三十一条第一項の基準をいう。 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原三七番の一部(次の図のとおり))に適合していない特定有害物質の 以下「

ふっ素及びその化合物

措置をいう。 当該要措置区域において講じられた実施措置(法第七条第一項第一号に規定する実施

の除去) 省令別表第六の一の項下欄に規定する措置 (同表の四の項下欄二に規定する土壌汚染

覧に供する。 (「次の図」 Ιţ 省略 その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦

徳島県告示第四百四十八号

とおり告示する。 く特定施設の設置の許可の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ 同条第四項の規定により、 その概要を次の

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 門

申請の概要

申請者

名 姫野組・大竹組緊急地方道路整備工事共同企業体

所 阿南市福井町中内一一二

代表者 株式会社姫野組 代表取締役社長 松本哲

工場又は事業場

2

名称 姫野組・大竹組緊急地方道路整備工事共同企業体 (色面トンネル工事)

所在地 阿南市福井町棚田

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第五十五号に規

定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャー プラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課亦 ムページにおいて公表する。

縦覧の期間及び場所

令和四年七月八日から

令和四年七月二十九日まで

2

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百四十九号

第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。 く特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づ

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響について の調査の結果

令和四年七月八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 申請の概要

申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

任 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 新野工場

所在地 阿南市新野町入田三番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号イに

規定するろ過施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、 汚水等の処理の方法並びに排出水の汚染状態及び量の変更

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホ ムペー ジにおいて公表する。

一 縦覧の期間及び場所

1期間

令和四年七月八日から

令和四年七月二十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百五十号

領を次のとおり公表する。 年六月十四日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算(第三号)の要 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 令和四

令和四年七月八日

徳島県知事 飯

門

センター及び県民センターに備え置いて、 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、 県庁ふれあい

公衆の縦覧に供する。

徳島県告示第四百五十一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十四年徳島県条例第七十二号。 という。 同条第二項の規定により次のとおり公示する。)第十七条第一項の規定に基づき、 知事指定薬物の指定の効力が失われたの 以下「条

令和四年七月八日

徳島県知事 門

知事指定薬物の名称等

- 化学名 その塩類 - オン (通称 (通称 DMXE又はDeoxymethoxetamine)及び(エチルアミノ) - 二 - (三 - メチルフェニル)シクロヘキサン - 一
- 2 化学名 称)メチル] - 一H‐ベンゾ[d] イミダゾール‐N、N‐ジエチル‐二‐{[五‐二トロ‐二‐ Protonitazene) 及びその塩類 (四-プロポキシフェニル 一 - イル} エタナミン (通
- 3 A) 及びその塩類 - 一H‐インドール‐三‐カルボキサミド (通称 - 一H‐インドール‐三‐カルボキサミド(通称~CUMYL‐CBMIC一‐(シクロブチルメチル)‐N‐(二‐フェニルプロパン‐二‐イル)

効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、 条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和四年七月八日

___介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した徳島県告示第四百五十二号

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービ	指定居宅サー ビス事業を行う事業所	サービスの	
名称	所 在 地	名称	所 在 地	種類	指 定 年 月 日
合同会社彩り	の七徳島市多家良町上宝八二番地	訪問介護ステーション	二号室 パレスフェアリー 二〇 二号室	訪問介護	令和四年七月一日
合同会社唯和	七番地の一二同国府町井戸字城ノ内一	トロメロA ベルパーステーション	番地同においるである。	同	同
看護ステー ション合同会社ウィ ズ訪問	番地のおどき橋三丁目三七	護ステー ション お問看	三 クレセントー〇三 四	訪問看護	同
えがふる株式会社	七〇七号 七〇七号	ーションえがふる訪問看護ステ	同 北沖洲一丁目二 一四	同	同

___介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定徳島県告示第四百五十三号

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

同	同	四四	丁 目 一 一 四	_	北沖洲	ラ同	問看護ス	七号	目一番五〇		七〇七号	同	株式会社	えがふる株式会社
令和四年七月一日	看護 介護予防訪問	四	0三	ジ ト ー	ニークレセントー〇三 徳島市北田宮四丁目一〇		ライズ訪問	番地 護ステーション (護ステーション) 徳島市かちどき橋三丁目三七 合同会社ウィズ訪問看	三丁目三七	と き 橋	地間市から		看護ステー ション合同会社ウィズ訪問	看護ステーション
打瓦台	種類		地	在	所		称	名	地	在	所		称	名
	サービスの		つ事業所	行う事	こス事業を	サーレ	指定介護予防サービス事業を行る	指定		事業者	サービス	等 防:	指定介護予防サービス事業者	

改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定に基づき、土地徳島県告示第四百五十四号 とおり公告する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三村土地改良区の名称

退任役員及び就任役員

同	同	同	同	同	監事	间	同	间	同	同	同	同	同	同	同	同	回	同	间	理事	役員名
			澤	倉橋	野口							本田	谷	山川	西尾	大谷	山本	鈴木	藤田	武田	退任役
			和宏	隆人	茂章							耕一	和紀	博之	昌 彦	毅	勝	諫	清	垣 章	員氏名
鈴木諫	清政幸	仁木俊二				森下泰和	井 藤 敏 幸	賀上花子	岡田均	野口洋明	清田茂		谷 和 紀								就任役員氏名
同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	同 諏訪ノ端一四―一	同 一一	同柳ヶ坪二—四	同 川ハタ七一―一	同 間谷七—二	同北内一九	同 古地二四	同うそのロニーー	同 一五—一	同 大原楠ノ前一一―一	同 長生町内川下二一一一	同 羽ノ浦町明見二二三	同 北平岡三六―一	同 平田一八―四	阿南市長生町南千足一九—六	香川県高松市楠上町一丁目三—一五	同うそのロー六―一	同寺ノ前二五	同 川ハタ八三	阿南市長生町古地二三	住

改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定に基づき、土地徳島県告示第四百五十五号 とおり公告する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

大井堰土地改良区土地改良区の名称

役員名 | 退任役員氏名 | 退任役員及び就任役員

同	同	同	同	同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	间	同	回	同	间	同	理事	役員名
			沖	原	戸	播	山					玉	澤	稲	中	大	尾	西	田	山	松	松	美	前	大	退
			成	田	村		П					置	П	岡	西	下	山	谷	葉	田	平	田	馬	田	谷	任役
				明		純	康								孝	治	繁	芳	義	敏	孝	貞	則	幸		員氏
			宏	廣	勉	雄	弘					守	實	稔	昭	吉	和	益	和	信	義	雄	文	三	昇	名
平	長	中			戸		Щ	岡	柳	池	石	玉	澤		中	大		西	出	山		松		前	大	就
間	田	西			村		П		澤	内	倉	置	口		西	下		谷	葉	田		田		田	谷	任役
	裕	廣					康	佳	正	義	英				孝	治		芳	義	敏		貞		幸		員氏
明	志	吉			勉		弘	_	治	則	明	守	實		昭	吉		益	和	信		雄		三	昇	名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	间	恒	间	恒	间	间	同	勝浦郡勝浦町	住
大字沼江字了仙寺三〇—五	大字中角字研谷五一	大字久国字原五〇	大字沼江字平間一〇〇	大字中角字平山一六—一	大字生名字東八九—五	大字久国字松ノ本九六一二	大字棚野字桧岡一〇—一	大字星谷字宫原三六——	大字生名字大前五一——	大字久国字原五八—二	大字棚野字桧岡一一—一	字山下一一	字大明神五〇	大字星谷字宮原三	大字中角字西山五六	字野口三—一	字北三一—四	字石垣一三—二	大字生名字山ノ神三五	字馬場三二—二	巴〇	大字久国字松ノ本一〇二―三	大字棚野字桧岡一九—二	大字三溪字川原六—一	勝浦郡勝浦町大字棚野字大谷二六	所

徳島県告示第四百五十六号

公示する。 十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により 阿南市長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法 (昭和二

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

修正)	測
量	量
阿 南 市	Ø
都市計	種
画図	類
阿	測
南市内	量
内	を
	र्
	る
	地
	域 ————
令和四年六月十日.	測
年 年 十 六	量
	を
月三十日ま	す
日ら ま	る
で	期
	間

徳島県告示第四百五十七号

項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三漁量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三漁量法(昭和 があったので、徳島県西部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	測量(
準点測量)	の 種
	類
三好郡東みよし町加茂三好市池田町トウゲ	測量をする地域
令和五年二月二十八日まで令和四年六月十日から	測量をする期間

徳島県告示第四百五十八号

項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三徳島県東部農林水産局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公共測量 (測量
用 地	
測量	0
<u>*</u>	種
	類
び 板	測
上野六郡	量
條 上	を
板町	す
下六	る
條	地
及	域
令 令 和 和	測
四年八月	量
잔침	
月月十	を
十五日	す
和四年八月三十一日ま	る
まで	期
	間

徳島県告示第四百五十九号

旨の通知があった件)で公示した公共測量を次のように変更した旨の通知があったので、 公示する。 徳島県東部農林水産局長から、令和三年徳島県告示第五百二十号(公共測量を実施する

令和四年七月八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

公共測量(基準点測量)	測量の種
	類
小松島市和田島町	測量をする地域
(変更前) 令和三年七月十九日から 令和三年七月十九日から で和三年七月十九日から	測量をする期間

徳島県告示第四百六十号

第十四条第三項の規定により公示する。あったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法ので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 た旨の通知があった件)で公示した公共測量を令和四年五月三十一日終了した旨の通知が 徳島県東部農林水産局長から、令和四年徳島県告示第四百五十九号(公共測量を変更し

令和四年七月八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県告示第四百六十一号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年七月八日から二週

令和四年七月八日

道路の種類 県道

> 徳島県知事 飯 泉 嘉

門

	2 2 5	番 整号 理
	桧 藍 住	路 線 名
	六九番一地先まで一七八番二地先から一七八番二地先から	区
	7. 矢上字安任 2. 先から 字北分	間
新	田	の 別 旧
	四:一个八・四	(メートル)敷 地 の 幅 員
		(メートル) 長

徳島県企業管理規程第二号

部を改正する規程を次のように定める。 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程の一

令和四年七月八日

徳島県企業局長 板東 安彦

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程 の一部を改正する規程

成十七年徳島県企業管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する規程(平

る 第二条第二項第一号及び第三条第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」 に改め

別記様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」 に改め、 _ 」を削る。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 使用することができるものとする。 する条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、 る規程の様式に相当する改正前の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関 改正後の徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関す 当分の間、 所要の調整をして

令和四年七月八日第三項の規定により公示する。 定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定職員の任用に関する規則(人事委員会規則四徳島県人事委員会告示第一号 したので、同規則第六十一条第二一九)第六十一条第二項において 77二項において準用する同 て準用する同類の同規則第四十名 同規則第四十条-条第一項の規

徳島県人事委員会委員長

森 俊

眀

七名	専 門	六月三日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
三十五 名	舟	口 U F 豆 目 一 人 查 部 長 昇 任 試 験	や希匹母が月三十日	纸售 男警察 官 茅 任 修 补 者 名领
六 名	専門	六月六日	7 1 1 1 1 1 1 1 1	Ĭ
二十六 名	般	ロ I I I I I I I I I I I I I I I I I I I		
されている昇任候補者数昇任候補者名簿に記載	さ昇れて	及び施行年月日昇任試験の名称	確定年月日	昇任候補者名簿の名称

令和四年七月八日項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和四年六月三十日をもって失効させ・職員の任用に関する規則(人事委員会規則四 九)第六十一条第二項において準用・徳島県人事委員会告示第二号 たので、同規則第四十 ^宋六十一条第二 - 六条第一項第

徳島 県人事委員会委員長

森 俊

眀

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	日一日六井三田令